

## 福山市「ばらの啓発デザイン」使用上の注意

ばらの日の啓発など「ばらのまち福山」のPRを目的として「ばらの啓発デザイン」を使用してください。

使用に当たっては、使用要綱を遵守し、次の注意事項に留意してください。

- 1 「ばらの啓発デザイン」の使用に当たっては、マーク付近にマーク表記（5月21日はばらの日、福山市 ばらの日等）を明示すること。ただし、市長が特に認める場合は、これを省略することができるものとする。
- 2 「ばらの啓発デザイン」の周囲に他の表示や図形を入れる場合は、「ばらの啓発デザイン」が他の表示や図形と一体のものとして見られることのないよう留意すること。
- 3 「ばらの啓発デザイン」を営利目的で使用する場合、その商品又は包装紙、広告等にコピーライトマーク及び承認番号（©ばらの啓発デザイン 承認番号第〇〇号）を記載すること。ただし、市長が特に認める場合は、これを省略することができるものとする。
- 4 「ばらの啓発デザイン」のオリジナル画像を加工し、又は新たに作成し、使用する場合は、事前に必ず福山市と協議を行うこと。その場合、福山市の指示に従い、「ばらの啓発デザイン」のイメージを損なわないために必要な措置を講じること。また、この際、作成したオリジナル画像の著作権は福山市に帰属するものとする。
- 5 「ばらの啓発デザイン」の適切な使用を図るため、福山市の求めに応じ、使用状況の報告や使用物件の提出に協力すること。
- 6 使用期間満了後、引き続き「ばらの啓発デザイン」を使用する場合は、あらためて使用承認申請を行い、福山市の承認を受けること。ただし、当初の使用期間中に製作した製品については、在庫整理の期間として、引き続き使用することができるものとする。
- 7 その他使用承認書に付された条件を遵守すること。